

平成24年度包括外部監査の結果に対する改善措置

目次

- 1 監査結果<指摘事項>に対する改善措置・・・・・・・・・・ 1
- 2 意見に対する改善措置・・・・・・・・・・ 4

| 監査結果<指摘事項> | 改善措置 |
|---|--|
| <p>1 予算計上時に見積書を入手した業者から、予定価格算定の見積りの入手を失念していた事例について (4-4-5頁) 予定価格算定のための見積徴取業者選定の際には、予算要求額算定時の見積徴取業者の指名の有無についても確認すべきである。担当者の異動があった場合には十分な引継ぎを行い、情報の共有化を行う必要がある。</p> | <p>「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」第5条(審査資料の提出)に規定する様式第1号(入札参加資格要件調書)を改正し、予算要求額算定時の見積徴取業者の記載欄を設けて確認を行うこととした。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>2 指名業者が10者に満たない場合の取扱いについて (4-4-6頁) 適格となる業者の数がおおむね10者に満たない場合に、取扱要領のただし書の「選定の結果、適格となる業者の数が概ね10者に満たない場合には、その数とすることができる」との規定により「その数」とする場合には、その事実を文書化しておく必要がある。</p> | <p>修繕等の入札手続の基準として、会計局の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」に準拠してきたが、平成25年度中に下水道総合事務所の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」を定め、指名すべき業者数に達しない場合の理由を記載する規定を設ける。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>3 見積りを辞退しているにもかかわらず、指名している事例について (4-4-7頁) 指名された業者が見積りを辞退していたが、入札参加資格審査委員会に提出された業者指名調書にその旨の記載がなく、業者がそのまま指名されている。担当者は業者指名調書に必要な情報を正しく記載するとともに、上席者は記載内容を確認して承認する等のチェック体制を整備する必要がある。</p> | <p>平成25年度中に「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」第5条(審査資料の提出)を改正し、入札参加資格要件調書に、予定価格積算時の見積業者からの見積書及び見積辞退届の写しを添付することを規定するとともに、上席者による調書の確認を徹底する。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>4 前橋市と交換した土地の交換手続未了について (4-5-3頁) 前橋市青梨子町の調整池増設工事(平成6年)の実施にあたり、前橋市と土地を交換することとしたが、工事終了後、交換の手続が実施されていない。早急の実施する必要がある。 また、実施すべき事項に漏れがないようチェックの仕組みを構築し、抜本的な対策を検討する必要がある。</p> | <p>平成24年12月に前橋市と交換手続の協議を開始しており、協力して早期に手続を完了する。 今後、土地の交換に必要な手続は、各事務所においてチェック体制を構築する。(企業局水道課)</p> |
| <p>5 固定資産除却の会計処理について (4-5-4頁) 撤去工事に伴い実施すべき固定資産台帳からの除却及びその後の会計処理が漏れていた。 年度末は処理が集中し、固定資産</p> | <p>平成24年9月から、固定資産除却報告書の受付簿を整備するとともに、除却処理後の台帳確認の徹底など、処理漏れが発生しないよう固定資産管理事務を改善した。(企業局財務管理課)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>除却の処理漏れの発生する可能性が高いため、予防する仕組みを構築するとともに、処理後の台帳確認が必要である。</p> | |
| <p>6 設備台帳（機械）の整備について （４－５－７頁） 設備台帳（機械）は、（社）日本下水道協会により作成された、下水道維持管理指針において、下水道台帳の補完図書として提示されたものである。現在、同台帳はあるものの、情報のアップデートが十分に行われておらず、現状の設備台帳ではその機能を十分に果たすことができない。下水道長寿命化計画に対応する新規台帳の様式を早急に準備するか、現在使用している設備台帳を更新する必要がある。</p> | <p>平成２５年度中に設備台帳（機械）を更新する。更新作業完了後の情報のアップデートについては、新設・更新工事及び修繕業務発注時の仕様書に「完成時に設備台帳を更新する」ことの規定を追加して改善を図るとともに、完了検査においてアップデートの完了についても確認を徹底する。（県土整備部下水環境課）</p> |
| <p>7 使用していない備品の管理について （４－６－２頁） 国から補助金を受けて取得した高額な備品が、平成２０年度から使用見込もなく放置されている。緊急災害時等の使用可能性があるも、メンテナンスを行っていないことから、緊急時にすぐに使用することができない状態にある。メンテナンス費用も考慮し、今後の利活用、売却又は廃棄処分について検討すべきである。</p> | <p>平成２５年度に、備品のメンテナンス費用も考慮のうえ利活用、売却又は廃棄処分を検討する。（県土整備部下水環境課）</p> |
| <p>8 貯蔵品について （４－６－７頁） 電気事業では、予備基盤や空気冷却機等、同一種類の物品でありながら、決算書において貯蔵品と予備品が混在している状況である。 同様の物品であれば同様の会計処理を行うべきであり、会計上貯蔵品から予備品への振替を検討する必要がある。</p> | <p>平成１３年度以前に貯蔵品と予備品が混在した会計処理が行われており、平成１４年度以降は予備品に統一している。 統一的な処理を行っていなかったものは、平成２５年度中に帳簿価格の評価についての検討を行い、必要な予算措置を講じた上で、貯蔵品（貯蔵品勘定）から予備品（資産勘定）及び損益勘定への振替を行う。（企業局発電課）</p> |
| <p>9 公費負担金の県負担の適正性について （４－７－４頁） 県と市町村による要綱等により、流域下水道管理に要する費用である維持管理費負担金は、排水負担金及び公費負担金の２種類とされている。現在、県央処理区及び桐生処理区では、排水負担金が維持管理費を超過しており、維持管理費相当額をすべて市町村が負担し、県は公費負担金を負担していない。排水負担金が維持管理費の６分の５を超過する額は、市町村に返還されるのが要綱、覚書の趣旨からして適切と判断</p> | <p>他の都道府県の状況や、下水道事業が独立採算を原則としていることなどから、流域下水道事業における県及び市町村負担（維持管理費及び資本費）に係る制度改正を検討することとした。 まずは、維持管理費に係る県公費負担の廃止を前提に、県と市町村で協議を開始した。（県土整備部下水環境課）</p> |

| | |
|---|---|
| する。 | |
| <p>1 0 不明水率の妥当性について (4-7-4頁) 不明水量について、総流入量の6分の1とする想定は実態と乖離しており、現状のままでは県・市町村間の負担額は適正ではない。実態に即して負担金の適正化を図ることが必要である。</p> | <p>他の都道府県の状況や、下水道事業が独立採算を原則としていることなどから、流域下水道事業における県及び市町村負担（維持管理費及び資本費）に係る制度改正を検討することとした。 まずは、維持管理費に係る県公費負担の廃止を前提に、県と市町村で協議を開始した。（県土整備部下水環境課）</p> |
| <p>1 1 料金改定時期の妥当性について (4-7-5頁) 平成23年度の県央処理区では公費負担金の2倍の黒字、桐生処理区では3倍もの黒字が発生している。その結果、県の公費負担金さえ実質的に負担のない状況となっている点からも、排水負担金の単価を見直すべき時期が到来しているものと判断する。</p> | <p>他の都道府県の状況や、下水道事業が独立採算を原則としていることなどから、流域下水道事業における県及び市町村負担（維持管理費及び資本費）に係る制度改正を検討することとした。 制度改正の検討の中で、市町村が負担する排水負担金の単価及びその改正時期が適正になるよう市町村と協議する。（県土整備部下水環境課）</p> |
| <p>1 2 使用者側の量水器本体の積算値との照合について (4-7-6頁) 洪川工業用水道では使用水量決定に当たり、使用者側量水器本体と事務所側積算値の照合を行う必要があったが、実施されていなかった。作業予定表等に項目を設け、失念しないような仕組みを構築することが必要である。</p> | <p>工業用水使用者側の量水器本体積算値は、毎年9月と3月に事務所積算値との照合を行うこととなっているため、既に平成24年度から、職員の作業予定表にこの照合項目を設け照合作業を実施し、その結果を照合記録簿に記録して管理することとしている。（企業局水道課）</p> |
| <p>1 3 市町村交付金の対象について (4-7-6頁) 国有資産等所在市町村交付金法により交付金の対象となる固定資産の所在市町村への交付金の過大支給及び過少支給の事例があるので、支給の範囲等を再確認するとともに、誤りなく交付する体制整備が必要である。</p> | <p>過大支給及び過少支給の2事例について、交付金の対象とすべき土地の算定範囲を再確認し、平成24年度に算定誤りを修正するとともに、担当係の中で職員が相互に内容確認することを徹底した。（企業局財務管理課）</p> |
| <p>1 4 建設準備勘定について (4-9-8頁) 発電所の開発可能性調査の費用が建設準備勘定に計上されたままとなっている。 A 水系ごとの内訳は把握しているが、場所別の明細整理が行われていないことから、発電所の建設が実現しても本勘定に振り替えるべき金額を特定することができない状況にあるため、本勘定への振替可能な資料整備を行うべきである。 B 事業化を前提に調査研究費を計上することは容認できるが、建設準備勘定の中には、様々な問題により、当初の計画に比し進捗が大</p> | <p>開発可能性調査の箇所が非常に多く、すべて建設準備勘定で計上したものがそのまま残存している状況もあるので、平成25年度から下記の考え方により建設準備勘定から本勘定への振替を進める。 A 事業化が決定している箇所及び事業化の可能性の高い箇所を特定し、本勘定に振替が可能となるよう資料整備を行う。 B 事業化の可能性が低い箇所については、地方公営企業会計基準に基づき、損失処理の手続を行う。（企業局発電課）</p> |

| |
|---|
| 幅に遅延し事業化される可能性が低くなっている案件もある。これらについては、資産計上を適時に見直すことが必要である。 |
|---|

| 意見 | 改善措置 |
|--|---|
| <p>1 総括原価方式の課題について (4-1-3頁)</p> <p>総括原価方式による価格制度のもとでは、利用率に関係なく原価相当額から利用額が決定され、利用者は利用率が低い分だけ高い価格で利用していることになる。利用率が当初の計画に比して相当程度低い場合には、住民の福祉増進の観点から、価格設定の在り方について十分検討することが望まれる。</p> <p>また、県央第二水道は、現有施設の利用率も74.9%であり、施設の拡張計画の見直しが必要である。</p> | <p>企業局の水道事業は、広域的な観点から各水道事業者（市町村）に代わって水道用水を供給する事業として、受水市町村からの給水量の要望を踏まえ、企業局が施設規模及び給水計画を決定し、事業化したものである。このため、事業に投資した資金は受水市町村から得られる料金収入で回収することが合意されている。料金設定の引下げを行う場合には、代替となる新たな財源を受水市町村に求めなければならないといった問題もあるので、慎重に検討する必要がある。</p> <p>また、県央第二水道は、給水量の増量に努めるとともに、その状況に応じて受水市町村との協議の中で計画の見直しも検討する。（企業局水道課）</p> |
| <p>2 利用率向上への取り組みについて (4-1-4頁)</p> <p>利用率の低い施設の改善をどのように図るかが最も重要である。</p> <p>水道事業は、市町村の財政負担を大きく増やすことなく地下水から表流水に転換し、利用率を上げることで、利用者の福祉の増進に資するものとする。</p> <p>工業用水も利用率を上げることで、利用者の負担軽減が工業立地を優位に立たせ工場誘致の促進に役立つものとする。</p> | <p>水道事業は市町村の浄水場改修計画等の状況を踏まえながら、受水市町村と協議して、利用率の向上に努める。工業用水道事業は給水区域内で地下水を利用する企業に表流水への転換を勧めるとともに誘致企業への受水を働きかける。（企業局水道課）</p> |
| <p>3 流域下水道事業の事業計画について (4-2-2頁)</p> <p>流域下水道事業では、事業の達成目標を数値目標として計画を整備しているが、これらを達成するための経営管理ツールとしての計画は作成されていない。効率的な業務の推進のために、進行管理を行うことが望まれる。企業局の中期経営計画の仕組は、進行管理も併せ、参考となるものと思われる。</p> | <p>流域下水道事業の業務推進を計画的かつ効率的に行うため、平成25年度から、中期的な事業運営の進行管理において必要となる情報や基礎データの収集を開始する。（県土整備部下水環境課）</p> |
| <p>4 汚水処理人口普及率の向上計画について (4-2-8頁)</p> <p>群馬県では、汚水処理人口普及率が全国36位（平成23年度末）であり、今後の普及率の向上が重要な課題であるとされ、平成9年度に汚水処理計画が策定されて以来、数度見直しがされている。しかし、現在の各計画は、目標値の提示であり、</p> | <p>今後10年間の社会資本整備の指針として策定した「はばたけ群馬・県土整備プラン（2013-2022）」において「汚水処理人口普及率の目標値（平成34年度末：91.7%）達成」のため、「汚水処理施設整備の推進」を主要な施策としている。プランを実効性のあるものとするため、群馬県汚水処理計画に、各年度ごとの目標普及率と必要事業費を設け、実績値と比較することにより目標達成への進行管理を行うこととした。（県土整備部下水環境課）</p> |

| | |
|---|--|
| <p>達成にあたっての施策を評価するための機能が不足している。</p> | |
| <p>5 企業局中期経営計画の目標と行動計画の明確化について (4-2-10頁) 電気事業において「発電所建設・設備等の無事故管理」と「保安管理の徹底」を共に目標としているが、両者が目標になるものではなく、前者の目標を達成するための具体的な行動計画が後者であることを明確化することが、進行管理の上で望ましい。</p> | <p>第2期中期経営計画（計画期間平成25年度～平成27年度）においては、目標達成のための手段を目標に掲げることは避け、電力の安定供給、効率的な事業運営、新規開発への取組、地域との関係強化の4つを目標に掲げるとともに、それぞれの目標の中に具体的な行動計画を定める改善を行った。（企業局総務課）</p> |
| <p>6 企業局中期経営計画の目標と行動計画の明確化について (4-2-12頁) 水道事業の目標について、進行管理すべき実行計画が特定されていない。行動計画の作成が不可能であれば、事業目的達成のための別の目標掲げることが必要であったと思われる。</p> | <p>第2期中期経営計画においては、協定水量増等の進行管理困難な数値目標を記載すること自体を見直し、安定給水の向上や安心な水の供給等を実現するための具体的な目標を設定する見直しを行った。（企業局総務課）</p> |
| <p>7 目標数値の意味について (4-2-13頁) 企業局中期経営計画において、年間目標供給電力量を定めているが、発電のための各ダムの放流は、国土交通省の放流指示に従っており、企業局の裁量により発電量を定めることはできない。目標数値は、最高度の効率により達成される数値や最低限達成しなければならない数値等であり、この目標供給電力量の位置付けを中期経営計画において明確化することが望まれる。</p> | <p>第2期中期経営計画においては、目標供給電力量など、進行管理が困難な数値を目標とせず、計画的な施設改修や災害対策の充実等、明確化した行動を目標とする見直しを行った。（企業局総務課）</p> |
| <p>8 収支計画における営業収益の予測について (4-2-13頁) 節水意識向上等による水需要鈍化への対応が経営課題の筆頭に挙げられている現状において、新規供給先の開拓も考慮し、営業収入が現状維持の場合の収支バランスを検討することは有効であるが、更に、右肩下がりの場合の対応策の検討も同時に行うことが望まれる。</p> | <p>受水企業の開拓に努めるとともに効率的な経営を行うことにより、経営状態の悪化の防止に努める。工業用水の需要が右肩下がりになった場合などの収支バランスについても、対応策の検討を行う。（企業局水道課）</p> |
| <p>9 不確実な経営環境に対応した経営計画の作成 (4-2-13頁) 受水企業の経営破綻による工業用水の供給停止の場合には、基本水量の減量に伴う負担金徴収も困難となるが、そうした最悪のケースの事後処理も想定し、不測の事態に備えた予備的な計画の準備も検討の余地が</p> | <p>まずは、工業用水道事業の安定経営を図るため、撤退時等の条件について、受水企業の同意を得た上で、ルール整備を行う。（企業局水道課）</p> |

| | |
|---|--|
| あるものと思われる。 | |
| <p>1 0 東毛工業用水道における給水契約量の増加方針について (4-2-14頁) 群馬県企業局中期経営計画において、工業用水道事業の主な取組と目標の中に、給水契約率の増加については触れられていないが、必要に応じて期限と目標給水契約率を定めて進行管理を行うことが望まれる。</p> | <p>団地造成事業と連携し、新規企業の開拓に努めているが、契約水量の増加は、新規企業の立地や既存企業の経営状況などに左右され、工業用水道事業者の努力だけで実現できるものではない。 給水契約量増加の取組は、これまでも契約条件の緩和や配管網拡充などにより給水契約を行いやすい環境整備を図ってきている。 また、既に工業用水を受水している企業において、使用量の超過が多く見られる企業には給水契約量の増加を勧める活動も行ってきており、当面はこれらの方法により給水契約量の増加に努めていくこととする。(企業局水道課)</p> |
| <p>1 1 設備の補修計画の有効活用について (4-2-15頁) 長期補修計画に基づく保守・修繕を実施した際、計画書の計画内容に実施内容を上書きしており、計画通りに保守管理されているか確認できない。 計画と実績を対比し、当初計画どおりに実施できなかった場合に、計画を変更したのであれば、その原因と変更後の計画の合理性を文書化することが望まれる。</p> | <p>長期補修計画に活かすため、平成25年度から「群馬県工業用水道事務所保守管理実施要領」にて定期点検計画・実績表を定め、保守・修繕の計画と実績を対比し、差異の理由等を明確にする。(企業局水道課)</p> |
| <p>1 2 取水口の移動について (4-2-15頁) 上水の提供は、長期に継続しなければならぬ事業である。一方、取水口からのポンプアップに要する電気料金を毎年33,000千円支払い続けることは、長期的には相当なコスト負担となる。取水方法の比較代替案をできるだけ早く検討し、事業化について早急に結論を出すことが望まれる。</p> | <p>水道水の取水を考える上では、第一に安定的な取水ができる地点の選定が重要であり、複数案の中から経済性、利便性等を比較検討した結果、現在の取水地点・方法を選択したものである。 新しい取水方式の可能性については、将来的な課題であると考えますが、現時点ではコスト面に加え安定的な取水方法を考慮すると、現状の方法を継続していくことが適当と考える。(企業局水道課)</p> |
| <p>1 3 「中期経営計画の改善」の取組について (4-2-16頁) 中期経営計画は、経営のPDCAサイクルのツールとして有効に機能していると高く評価することができるが、中期経営計画制度自体の改善と運用の見直しも一つの取り組みテーマではないか。</p> | <p>第2期中期経営計画においては、目標設定などの見直しを行っており、平成25年度から実施する進行管理でも、PDCAサイクルの明確化や差異分析の導入等の改善も行った。(企業局総務課)</p> |
| <p>1 4 人材の確保について (4-3-1頁) 水質浄化センター間での人事異動が頻繁に行われることにより、将来下水道に関する経験を持った人材の不足が懸念される。このような状況を踏まえて、下水道に関する経験を持った人材の育成が必要であり、そのための中長期的な人材育成プログラムの作成が望まれる。</p> | <p>流域下水道事業における水質浄化センターの維持管理は、管理コストの削減を目的に性能発注により民間事業者へ業務委託している。また、重要な機械の故障や異常水質の流入時等、非常時には、県職員の指示のもとに危機管理マニュアルにより対応している。 維持管理を行う委託業者の監督業務や危機管理時の実務には、流域下水道の幅広い知識をもった人材が必要なことから、人事交流の促進とあわせて、中長期的な人材育成プログラムの作成に着手する。(県土整備部下水環境課)</p> |
| 1 5 ノウハウの承継について | 流域下水道事業における水質浄化センターの維持管理業務は、性能 |

| | |
|--|---|
| <p>(4-3-2頁) 下水道総合事務所では、一部業務を包括的民間委託により行っているが、委託先の管理業務の為にも、企業局のデータベース化と同様の検討が望まれる。また、相互のノウハウの活用が有効であれば、部門を超えたデータベースの共有化も検討の余地があるものと思われる。</p> | <p>発注により民間事業者へ業務委託しており、運転管理方法は委託業者のノウハウに委ねている。ただし、重要な機械の故障や異常水質の流入時等、非常時には県職員の指示のもと、危機管理マニュアルにより対応している。 日常管理業務は委託業者ごとの技術に委ねており、ノウハウを伝承する必要がないため、データベース化の必要性はないと考えるが、監督業務や危機管理時の実務については、人材育成を通じて継承していくこととする。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>16 企業局における人員の年齢構成について (4-3-2頁) 平成23年度末における企業局職員の年齢構成を鑑みると、高齢者層の比率が高く、若年層比率を上げるためには長期的な人員計画を策定し、段階的な対応をとることが望ましい。</p> | <p>今後10年間に高齢化比率の高い50歳台の職員が、毎年平均8人程度退職するので、毎年度、現員予定数を考慮して新規採用を行うことにより年齢構成の平準化に対応する。(企業局総務課)</p> |
| <p>17 入札対象範囲について (4-4-1頁) 水道事業で維持管理が必要な機器の購入に際しては、維持管理費用を含めた金額での入札も今後の検討課題とする必要がある。</p> | <p>機器の導入の際は、これまで信頼性、安全性、保守の容易性、将来における拡張性、省力化、経済性など様々な要件を比較検討して入札を行ってきたが、保守費用までを加味した入札方式の適用が経費の削減につながるかも含めて、検討を行う。(企業局水道課)</p> |
| <p>18 監視制御装置の保守契約について (4-4-1頁) 制御装置は年間を通して稼働しているものであり、不具合発生の場合は遅滞のない対応が必要であることから、点検契約ではなく、保守契約の締結が望ましい。</p> | <p>現在も一部保守契約の考え方を取り入れて契約を締結している例もあるが、危機管理上、どのような契約方法がよいか、これまでの実績等も踏まえて検討する。(企業局水道課)</p> |
| <p>19 失格基準価格について (4-4-4頁) 一般競争入札において入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるため「低入札価格調査制度」を定めている。その制度では、低入札価格調査を実施する調査基準価格と、低入札価格調査を実施することなしに失格となる失格基準価格を設けている。流域下水道事業における入札においては、恣意的な判断が行われないように、県土整備部の定めた要領、要綱、ガイドラインに基づき、厳格に執行されているものと見受けられる。しかし、失格基準価格の適用により、本来排除する必要がない事業者までも排除しているのではないかとの懸念がある。失格基準価格を設けた低入札価格調査制度によるのではなく、群馬県の実態に即した制度を確立してゆくことが望まれる。</p> | <p>流域下水道事業では、土木工事のように契約後に現地で作業を必要とする工事については、従来どおり「低入札価格調査制度」を適用し、適正な工事執行の運用に努める。なお、JIS製品や汎用品の購入が主となり、低価格の入札となっても品質確保が担保できると思われる工事については、「低入札価格調査制度」の第4(失格基準価格)第2項を適用し、失格基準価格を設けないとするための具体的な適用基準を策定する。(県土整備部下水環境課)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>20 指名業者が10者に満たない場合の取扱いについて (4-4-6頁) 修繕業務の指名業者の選定については、「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」の「概ね10者以上の指名業者を選定するものとする」との規定に基づき、10者に見積依頼したが、辞退者が出たため10者に満たず入札を行った。他に指名できる業者がない場合も推測されるが、できる限り多くの業者を指名することにより、より競争原理を働かせ、適切な入札となるよう努めるべきである。</p> | <p>修繕等に関する入札手続は、会計局の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」に準拠してきたが、平成25年度中に下水道総合事務所の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」を定め、要領に定められた業者数を指名する。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>21 随意契約の場合の相見積りの参加者について (4-4-9頁) 清掃委託の業者選定の見積書入手においては、競争参加資格者が多数あるにもかかわらず、過去の実績及び当該委託業務を行う場所までの距離により、数年間継続して特定の3業者から見積書を入手していた。委託業務を受ける機会を公平に付与する観点からは、特定の業者を継続して指名するよりも、様々な業者を指名するほうが望ましい。</p> | <p>委託業務の見積依頼は、「群馬県企業局工事費等見積基準」に基づき、業種、資格区分に適合する資格者の中から実績等を勘案するとともに、公平性を保つ観点から、過去に選定していない業者を優先的に選定し、特定の業者に偏らないよう配慮して業者を指名する。(企業局総務課)</p> |
| <p>22 東毛工業用水道用ポリ塩化アルミニウムの単価契約について (4-4-9頁) この入札は平成23年3月25日に行われているが、このころは東日本大震災の影響で、色々な価格が高騰していた時期である。なお、この契約に関する仕様書には、「契約単価の変更は原則として認めない」という項目が記載されている。 予定価格の元である設計金額が、通常に比して高騰しているような場合には、仕様書に契約変更の余地を残しておくべきである。状況に応じて臨機応変の処置を施すことが望まれる。</p> | <p>平成25年度以降、社会・経済情勢、市場動向の影響による価格変動が薬品の安定調達や薬品購入費用に与える影響を見極めた上で、契約条件の見直しを行うこととする。(企業局水道課)</p> |
| <p>23 入札参加資格審査委員会の議事録の整備について (4-4-10頁) 「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」に準拠し、入札参加資格審査委員会が開催されているが、同要領に議事録の作成についての定めがないことから、議事録は整備されていない。 企業局の「工事入札参加資格審査委員会設置要領」においては、審議事項、委員会の構成、入札参加資格</p> | <p>入札参加資格審査委員会での、公共工事の品質確保及び業者選定の公平性の確保に関わる審議に配慮し、重要な判断事項等について、「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」に議事録の作成規定を設ける。(県土整備部下水環境課) 入札参加資格審査委員会の開催状況については、これまでも記録に残して管理している。今後、指名業者の選定にあたっては、選定状況等を記録、管理することについて、関係所属にも改めて徹底する。(企業局総務課)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>要件の決定等を定めているが、委員会は、非公開であることから、委員会議事録については整備されていない。</p> <p>入札参加資格審査委員会の審査は、入札の公正を期する重要な手続きであり、審査上の重要な判断事項等について議事録を残すべきと考え要領に規定すべきである。</p> | |
| <p>2 4 工事の発注又は委託契約締結後に業務内容の修正が行われている事例について (4-4-1 1 頁)</p> <p>地下の工事や配水管路の台帳の修正のような業務については、地下に何が設置されているか不明な場合もあり困難な面も多いが、工事を発注する際、配水管路台帳や過去の工事の経緯等を確認し、発注あるいは契約締結後の業務内容変更に伴う契約金額の増額が生じないよう事前の確認を十分に行うことが望まれる。</p> | <p>従前から、事前に想定できる内容を確認した上で発注時の設計を行っているが、図面や台帳では確認しきれない支障物により、業務内容の変更が必要となることもある。可能な限り、契約変更が最小限となるよう、発注時の段階で事前の確認を行う。(企業局水道課)</p> |
| <p>2 5 契約変更回避のための改善活動について (4-4-1 1 頁)</p> <p>工事請負契約や委託契約などにおいて、一定金額以上の契約について一定割合以上の変更が行われた場合に契約の変更内容を示した一覧表を作成することにより、次回の契約における契約変更を回避する改善活動とすることが望まれる。</p> | <p>契約変更に当たっては、「群馬県企業局設計書作成要領」に基づき、変更理由書及び設計書の工事概要欄に変更内容をわかりやすく比較記載することを担当者に周知し、契約変更の内容等が把握できるように改善を図る。(企業局総務課)</p> |
| <p>2 6 委託業務の検査記録の整備について (4-4-1 2 頁)</p> <p>委託業務において、その業務が内容の性質上、分割して実施される場合には、監督員は最終業務終了時だけでなく、適時に業務完了の確認を行い、その確認の都度、業務完了報告書入手し、完了検査の実施を文書により上司へ報告することが必要である。</p> | <p>既に平成24年度から、委託業務の監督員は、業務が完了するごとに確認するとともに文書で上司に報告することとした。(企業局水道課)</p> |
| <p>2 7 東毛工業用水道第二浄水場計画について (4-5-1 頁)</p> <p>平成21年度第29回群馬県公共事業再評価委員会で、新規工業団地造成等による新規の水需要への対応や給水能力を変更することで事業継続との評価結果を受け、県としても同様の方向で対応方針を定めた上で財政的な準備を進めていることから、今後、関係機関との調整を図り、なるべく早い段階で処理を行うことが必要である。</p> | <p>東毛工業用水道第二浄水場計画は、平成25年度、計画廃止に伴う変更手続きを開始する。(企業局水道課)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>28 土地等の有効活用について (4-5-3頁)</p> <p>桐生水質浄化センターの焼却炉については廃止が決定した現在も残存し、奥利根水質浄化センターでは使用されていないコンポスト実験棟が残存し、敷地の有効活用がされていない。また計画縮小により処理施設の系列数を減らしているが、この事業用地が有効活用されていない。事業用としての活用を検討する場合には、有効活用を事業の課題として位置づけ、対応方針及び所管責任を明確にし、検討の進行管理を行う等の環境整備が望まれる。また、検討の結果、事業用としての活用が困難であれば、未利用地として県有地利用検討委員会へ委ねることが必要となる。</p> | <p>桐生水質浄化センターの焼却施設は、平成22年度の計画見直しにより当該焼却施設を撤去し炭化炉を設置する計画であるが、放射性物質を含む炭化物の販路の確保が懸念されることから、炭化炉の建設と焼却炉の撤去時期は未定としている。</p> <p>奥利根水質浄化センターのコンポスト実験棟については、平成25年度に撤去し、公園整備等により、地域交流スペースとして、土地等の有効活用を図る。</p> <p>各水質浄化センターの計画見直しにより、施設整備用地として使用する見込みのなくなる部分については、災害時における資機材ストックヤードなどの用地としての位置付けを行い有効活用を図る。</p> <p>土地等の有効活用については、今後策定する中期的な事業運営計画の中に位置付け、下水環境課において進行管理を行う。(県土整備部 下水環境課)</p> |
| <p>29 工事实施報告書の提出時期について (4-5-5頁)</p> <p>電気事業では、冬場の渇水期に工事を行うことが多いことから、3月に1年分の工事实施報告書をまとめて提出しているが、群馬県企業局工事事務取扱要領では速やかに報告しなければならないと規定している。</p> <p>また、固定資産計上の処理は、期末の事務集中を回避するためにも、事務の平準化を図り、月次の処理を検討することが望まれる。</p> | <p>工事の実施時期が限られているため、まとめて事務を行わざるをえない現実もあるが、固定資産の処理も含めて、工事事務取扱要領に基づき速やかな報告と適正な事務処理ができるよう努める。(企業局総務課・発電課)</p> |
| <p>30 流域下水道台帳について (4-5-6頁)</p> <p>下水道法に基づき、流域下水道台帳を作成しているが、一部に時点修正されていない等の不備が見受けられる。また、必要最低限の情報は入手できるが、使い勝手が悪いことより、現在、マッピングを取り入れた流域下水道台帳の電子化に取り組んでいる。災害時の情報収集や今後の修繕計画の立案等に支障をきたすことが無いよう早期の作成が望まれる。</p> | <p>平成22年度から流域下水道台帳の電子化を進めており、平成26年度には完了させる予定である。情報のアップデートについては、新設・更新工事発注時の仕様書に「完成時に流域下水道台帳を更新する」ことの規定を追加して改善を図る。(県土整備部 下水環境課)</p> |
| <p>31 固定資産の一括計上について (4-5-7頁)</p> <p>板倉受水点及び東部地域水道事務所において行われた各種水質計器取替外工事の計器が、固定資産台帳に一括して計上されていた。場所ごと、種類ごとに登録して固定資産の管理に活用することが望まれる。</p> | <p>耐用年数が同じ資産を一括計上したものであり、すでに台帳の備考欄に資産の内容を付記し、管理を適正化した。</p> <p>平成25年度から、固定資産の計上にあたっては、資産区分に従い、種類ごとと場所ごとに適切に登録し、固定資産の適正な管理を行う。(企業局水道課)</p> |
| <p>32 台帳上の物品と現物との確認手続及び不用物品の処理手続について</p> | <p>物品の確認手続について、平成25年度から該当の有無に関わらず各所属から財務管理課へ結果報告を行うよう通知し、改善する。(企</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(4-6-1頁) 財務管理課から、物品管理者あてに現品の確認手続の実施を要請し、物品管理者からは差異が無い場合又は不用物品が無い場合であっても、実施結果の報告を受けるよう運用することが望まれる。</p> | <p>業局財務管理課)</p> |
| <p>3.3 台帳管理上の物品と現物との確認手続について (4-6-1頁) 流域下水道事業では、毎年8月に備品管理システムの数量と現物との照合を行い、3月末に会計局にその結果を報告しているが、実際に行った照合の証跡が残されていない。現物との照合と共に使用状況の確認の証跡を残すことにより、使用頻度の低い物品、不用な物品の利活用や処分を検討することが望まれる。</p> | <p>群馬県財務規則に定められ、毎年8月に実施する備品の現物照合の際には、確認する備品台帳に現物照合欄及び使用状況欄を設け、それぞれの確認内容を記載し記録として残す。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>3.4 使用していない備品の管理について (4-6-2頁) 「群馬県財務規則」第231条に準拠して、電気伝導計ソフトウェアと一眼レフカメラについては、現在使用しておらず、使用見込みもないため、早期に不用の決定を行う必要がある。</p> | <p>当該備品は、平成25年1月31日に物品不用決議を行い、同年2月7日に廃棄処分した。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>3.5 備品の台帳上の保管場所と実際の保管場所の整合について (4-6-3頁) 物品管理システム上、空気呼吸器の保管場所が、奥利根水質浄化センターではなく、県央水質浄化センターとなっていた。また、県央水質浄化センターの汚泥棟に保管されている備品について、県央水質浄化センターと記載されているものと、汚泥棟と記載されているものがあつた。現物確認時にも役立つよう、保管場所は正しく詳細に記載することが望ましい。</p> | <p>当該備品(空気呼吸器)については、平成24年11月5日に奥利根水質浄化センターが保管場所であることを確認し、同年11月6日に物品管理システム上の保管場所の記載事項を県央水質浄化センターから奥利根水質浄化センターに訂正した。 県央水質浄化センター汚泥棟に保管されている空気呼吸器については、物品管理システム上の保管場所を県央水質浄化センター汚泥棟に記載事項を統一した。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>3.6 使用していない備品の管理について (4-6-3頁) 不用処理されていないパソコンが見受けられた。同パソコンについては、監査手続の後、速やかな対応により除却済みであるが、使用する見込みがないものについては、群馬県企業局財務規程に準拠して、不用の決定を行うことが必要である。</p> | <p>備品を含めた物品については、群馬県企業局財務規程に準拠して8月中旬に現品を確認することになっており、各所属に物品の確認事務についての通知を出す際に、必要なくなった物品は不用の決定をするよう指示し、事務処理を徹底する。(企業局財務管理課・水道課)</p> |
| <p>3.7 不用の決定が行われた備品の処分について (4-6-4頁)</p> | <p>当該機器については、平成25年2月7日に廃棄処分した。(県土整備部下水環境課)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>平成23年度中に更新機器が納入され、規定に準拠し不用の決済が行われているが、廃棄の処理が行われていない状況にある。不用の決定が行われた備品については、早期に廃棄処理することが望まれる。</p> | |
| <p>38 リース契約について (4-6-4頁) 各水質浄化センターにおいて同一の機器を利用しているにもかかわらず、リース契約の契約形態が異なっている。同一機器については、同じ契約内容とすることが望まれる。</p> | <p>リース台帳を作成し、総合的なコスト比較等を行った上で、次期更新機器から、契約内容を統一する。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>39 貯蔵品について (4-6-7頁) 群馬県企業局財務規程において、一般貯蔵品の説明に「節」は、電気事業会計規則取扱要領に定める種類別により整理する。」との記載があるが、同要領には該当する規定が見受けられない。群馬県企業局財務規程の見直しが必要である。</p> | <p>経済産業省の規程である電気事業会計規則取扱要領は、改正により群馬県企業局財務規程で引用していた部分が削除されてしまったため、群馬県企業局財務規程を改正し、平成25年4月1日から施行した。(企業局財務管理課)</p> |
| <p>40 供給量の計測について (4-7-5頁) 供給地点の流量計設置の際に、事務所の検針値と合致させる作業を行わなかったことで、両者に大きな差を生じている地点があった。供給量の確認には問題はないが、早期に両者の値を合致させ、供給量計測値の信頼性を高めることが望まれる。</p> | <p>流量計の数値とモニターによる検針値は、平成25年4月末の検針時に合致させた。今後、流量計設置の際は、両者の値を合致させる作業を徹底する。(企業局水道課)</p> |
| <p>41 市町村交付金の対象について (4-7-7頁) 固定資産台帳上の「合宿所用地」は、合宿所の廃止後、工業用水道の濃縮槽用地として使用され、市町村交付金が支給されていることから、用途変更があった場合は、固定資産台帳上の名称を変更すべきである。</p> | <p>現状が「浄水施設用地」として交付金支給対象の土地であることから、事業と合致するように固定資産台帳上の名称を平成24年12月に修正した。(企業局財務管理課)</p> |
| <p>42 利根川佐波流域下水道について (4-8-2頁) 利根川佐波流域下水道事業については、市町村合併により1市1流域になったため伊勢崎市へ移行することとなっているが、債務等を含め資産を有償譲渡した場合、伊勢崎市は、移管に伴う多額の債務を負うことになり、市の財政に大きな負担となることが想定されている。 今後、持続可能な汚水処理事業を行うためにも、人口減少等の社会情勢の変化により空いた施設の有効利用として、し尿処理の一元化や、一層の広域的な観点から効率的な汚水処理場を行っていくために、流域下</p> | <p>利根川佐波流域下水道は、平成17年1月の市町村合併により流域下水道の要件を満たさなくなったが、特例措置により平成26年度末まで流域下水道として存続することになっている。 利根川佐波流域下水道を含む県東部地域は、生活排水による河川の水質汚濁が進み、水質保全の必要性が高い地域である。 流域下水道の維持管理費は、他の都道府県の状況や下水道事業が独立採算を原則としていることなどから、県公費負担金の廃止を前提に市町村と協議を開始した。また、建設費の回収についても、受益者負担の原則に立ち市町村と協議する。 これらを勘案して、今後、この地域の持続可能な汚水処理を行うため、流域下水道事業の原則に基づき、効率的な汚水処理事業を検討する。(県土整備部下水環境課)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>水道区域の再検討をすることが期待される。</p> | |
| <p>4 3 建設費の回収について (4-8-3頁) 終末処理場や管渠等の建設費の一部は、汚水処理にかかる経費として、使用料収入で回収するよう努力する必要があるとされているが、群馬県の場合には、建設費の回収を行っていない。この建設費の回収方針については、市町村及び受益者（下水道利用者その他の地域住民）に明確に説明し、回収すべき建設費の金額を市町村ごとに示し、補助が行われていることを周知することが望まれる。</p> | <p>他の都道府県の状況や、下水道事業が独立採算を原則としていることなどから、流域下水道事業における県及び市町村負担（維持管理費及び資本費）に係る制度改正を検討することとした。 制度改正の検討のなかで、資本費（建設費）回収のあり方についても、市町村と協議する。（県土整備部下水道環境課）</p> |
| <p>4 4 包括民間委託業者の選定手続について (4-8-5頁) 委託業者選定の入札手続参加者は、県央水質浄化センターが2社であるが他の水質浄化センターは各1社であり、手続は入札の形式をとっているが、競争となっていない。事前に組織体制が準備可能で大規模な業務を受注できる業者が限られており、既存の受託業者は現場環境を熟知した強みがあることから、他に相応な改善提案及びコスト改善プランを持った業者でないと入札参加意欲を持ってないことが推測される。今後においても、同様に競争を確保できるか懸念されるところである。事前に受注可能な業者の調査を行い指名競争入札の方法も検討すべきではないかと思われる。</p> | <p>本件は世界貿易機関（WTO）の政府調達協定の対象であることから、一般競争入札としている。 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」における内外無差別の原則より、指名競争入札とする場合も、指名の対象となる業者を国外を含めた広範囲から選定しなくてはならず、実務上現実的ではないため、当面は現状のとおりとする。（県土整備部下水道環境課）</p> |
| <p>4 5 包括的民間委託について (4-8-6頁) 企業局事業で効率化を目的に包括的民間委託導入を検討することは有用である。同様の視点で年度比較等による実績検証により現在の体制の評価を行うことや特定の活動について民間委託した場合との比較により、その効率性を検討することは有用である。</p> | <p>電力や水道・工業用水道の供給は、県民生活のライフラインであり、安心・安全で安定的に供給する責務がある。民間委託により、職員が業務に直接従事しなくなることで生じる技術の承継の課題も含めて検討したい。（企業局総務課）</p> |
| <p>4 6 流域下水道に係る機械・電気設備の修繕業務の規程について (4-8-7頁) 下水道事業に係る機械・電気設備（以下「設備」という。）の修繕業務に関する規程は現状明確にされていないため、複数の要領を参考にしながら業務を実施しているのが実状である。設備の修繕は金額が多額に</p> | <p>平成25年度中に下水道総合事務所の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」を定め、一元的に対応する。（県土整備部下水道環境課）</p> |

| | |
|---|--|
| <p>なること、毎年度発注件数が多いことから、設備の修繕業務についての規程を設け、その規程に基づいて業務を遂行することが望ましい。</p> | |
| <p>4 7 施設等の耐用年数と県債の償還期間について (4-8-8頁) 地方財政法第5条の2において、地方債の償還年限については建設施設の耐用年数を超えないことが定められている。資本費と資産管理の適正を図るためにも標準耐用年数と償還期間との整合性を確認する体制を構築する必要がある、経営の健全化に向けた取り組みが望まれる。</p> | <p>総務省への事前協議及び金融機関への起債申込み前に、起債対象工事の標準耐用年数を記載した一覧表を作成し、償還期間が地方財政法第5条の2に適合しているか確認する。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>4 8 事務取扱要領の一部未整備について (4-8-9頁) 各水質浄化センターは、毎月報告書を下水環境課へ提出しているが、報告書の様式・方法が各水質浄化センターで異なっていた。報告書の提出に関して報告内容、提出時期(期限)、定時又は随時、回数等を事務取扱要領等において、明確に定めることが必要であると考え。</p> | <p>平成25年2月に報告様式を統一した。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>4 9 地方公営企業決算状況調査表について (4-8-10頁) 下水環境課は、毎年総務省に「地方公営企業決算状況調査表」を提出しているが、流域下水道事業特別会計と同調査表では、科目名が異なっており、特別会計の決算数値を同調査表の様式に合わせるように集計し直さなければならない。調査表の決算数値は、国の統一的な基準で算定されたものであり、他県との比較等、利用するには有益なものであるため、これを有効活用した経営分析を行う必要があると考える。また、県の決算数値から調査表の決算数値への振替にあたっては、明確な手順書等がないため、明確な手順書等を作成することが必要であると考え。</p> | <p>調査票作成のための手順書を作成するとともに、公表された調査データの有効活用について検討する。(県土整備部下水環境課)</p> |
| <p>5 0 流域下水道事業の公営企業会計の適用について (4-8-11頁) 流域下水道事業は、公共事業、投資規模の大きいもの、長期にわたり収支を考慮する必要にあるものに該当することから、公営企業会計基準適用によるシステム対応等の負担を克服し、公営企業会計のメリットをいかした経営を行うことが望まれ</p> | <p>流域下水道事業に公営企業会計を導入している東京都、埼玉県及び茨城県に、メリット・課題等についてヒアリング調査を実施した上、本県への適用について検討する。(県土整備部下水環境課)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>る。</p> | |
| <p>5 1 運用資金の管理について (4-8-13頁) 企業局全体では、施設設備の取替更新等のはざままで生じる余裕資金を、一般会計への貸付け等のできるだけ安全確実な方法により運用しているが、施設設備の更新資金として減価償却累計額相当額が一時に必要となるわけではないことから、延命化実施後の実質的耐用年数を見積もり、現在の保有資金が、今後の建設、設備更新等の計画、自己金融資金の増加等から、どのような状況にあるか把握し、必要な対応を図ることが望まれる。</p> | <p>各事業部門における将来の設備投資計画等に基づき、現状を把握し、長期的かつ効率的な資金管理を行う。(企業局財務管理課)</p> |
| <p>5 2 専門家の活用について (4-8-14頁) 公営企業は、消費税等の課税対象事業であり、税務申告は高い専門性が必要とされる。 毎事業年度、専門家を利用することは、必ずしも必要ないが、業務内容の異動、制度改革等があった場合には、専門家の利用を検討することも有用である。</p> | <p>現在、事務担当者が申告手続を行っているが、消費税の課否判断(課税、非課税、不課税の判断)や特定収入の算定(補助金等が課税仕入れに充てられたか否かの判断)などが複雑であるため、制度改革があった場合には、専門家の活用を検討する。(県土整備部下水環境課) 消費税及び会計制度改革への対応については、監査法人等が主催する研修会等に積極的に参加するなどして情報収集に努め、責任を持って事務を行っているが、今後は必要に応じて専門家の活用を検討する。(企業局財務管理課)</p> |
| <p>5 3 会計方針に関する規程の整備について (4-9-2頁) 決算書の作成方針として、資産の評価方法及び評価基準、収益及び費用の計上基準及び引当金の計上基準等重要な会計方針について、群馬県企業局財務規程等において規定することが望まれる。</p> | <p>平成26年度の事業年度から適用される地方公営企業会計基準の改正(以下「新会計基準」という。)も踏まえ、必要な事項について規定の整備を行う。(企業局財務管理課)</p> |
| <p>5 4 電気事業の会計方針について (4-9-3頁) 総括原価方式の下で実務的な問題は生じていないものの、固定価格買取制度が導入され、原価と売電価格が切り離され、予算年度での料金による回収が保証されなくなることもある。また、「卸供給料金算定規則」に準拠し、合意した原価に基づき売電価格が決定される中で、期間費用として認識されるべき引当金が直接原価として認識されている。電気事業の決算においては、売電価格決定目的ではなく会計基準に準拠した会計方針により算定することが望まれる。</p> | <p>現在は、「卸供給料金算定規則」に準拠した料金交渉による原価に基づき、退職給与引当金や修繕準備引当金の額を決定しているが、新会計基準に合わせ見直しを図りたい。(企業局発電課)</p> |
| <p>5 5 電気事業の会計方針について (4-9-3頁) 濁水準備引当金は、電気事業者について法令で規定された引当金であ</p> | <p>電気事業法の改正により、平成21年に企業局はみなし電気事業者から卸供給事業者となり、濁水準備引当金積立ての法律上の義務はなくなったが、総務省から公営電気事業者が任意に濁水準備引当金を計上することは差し支えないとの見解が示されたことから、積立てを継</p> |

| | |
|---|--|
| <p>るが、卸供給事業者である企業局には計上の根拠がなく、引当処理に疑問がある。</p> | <p>続してきたところである。 本件については、新会計基準に合わせて見直しを検討したい。（企業局発電課）</p> |
| <p>56 企業局の退職手当の計算方法について (4-9-4頁) 企業局における在職期間と企業局以外の在職期間を反映させた基準をもとに、退職給与を各部署または事業にて負担すべきである。</p> | <p>一般会計と企業会計の経費負担の適正化の観点から、「会計間の負担区分の制度化」（一般会計・企業会計の在籍期間で按分した額を各会計が負担する等）について、新会計基準に合わせて検討したい。（企業局総務課）</p> |
| <p>57 企業局の退職給与引当金の計上不足について (4-9-5頁) 改正後の地方公営企業法施行規則による会計基準が適用される平成26年度以降は、退職給付引当金が自己都合要支給額を適切に表す計上方法へ変更することが望ましい。</p> | <p>新会計基準が適用される平成26年度以降は、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」（総務省告示）に基づいて算出した自己都合要支給額を計上する予定で準備を進めている。 平成23年度末の引当累計額が不足している電気事業会計及び水道事業会計については、新会計基準適用日（平成26年4月1日）に不足分を一括処理（特別損失を計上して引当金に繰入れ）することで計上不足を解消する予定である。（企業局総務課）</p> |
| <p>58 東部地域水道におけるハッ場ダム負担金の会計処理について (4-9-6頁) 東部地域水道に係るハッ場ダム建設費負担金は、当初計画に比べ取水規模を縮小した結果、既支払額は確定総額に対し支払超過となっている。 これを前提として、每期償却処理が行われているため、本勘定振替額は現在の確定総額を超過し、償却計上も過大である。 確定額を前提に償却超過額の修正を行うことが必要である。</p> | <p>東部地域水道のハッ場ダム負担金支払超過額は、県央第二水道のハッ場ダム負担金（未払分）と相殺する形で処理することとしている。 会計処理上、東部地域水道において本勘定振替額が超過し、償却計上が過大となっている分については、平成25年度に県央第二水道に振り替えることにより修正を行う。（企業局水道課）</p> |
| <p>59 人件費及び経費の適正配賦について (4-9-7頁) 下水道総合事務所には、各水質浄化センターの事務を取りまとめて処理する共通の事務職員がおり、人件費は各処理区の予定流入量に応じた按分割合で配賦すると規定しているが、予定流入量が一定以上変化した場合には、按分割合を見直す必要があり、規程において、按分割合を見直す基準を明確に定めることが必要であると考え。</p> | <p>各水質浄化センターの共通業務を担当する職員の人件費及び経費については、各処理区の予定流入量に応じた按分割合で配賦すると規定してきたが、予定流入量が一定以上変化した場合の按分割合を見直す規定がなかったことから、按分割合を見直す規定を定める。（県土整備部下水道環境課）</p> |
| <p>60 人件費及び経費の適正配賦について (4-9-7頁) 総務課及び財務管理課は各事業に役務を提供していることから、各事業の業績を正しく把握するために、人件費及び経費について実際の役務提供割合に応じて配賦すべきである。</p> | <p>各事業の共通業務を担当する職員の人件費については、企業局の経営方針として基幹的な事業に重点的に配賦している。今後、企業会計の原則を踏まえて検討する。（企業局総務課）</p> |

| | |
|---|---|
| <p>6 1 建設準備勘定について (4-9-9頁) 建設準備勘定の内容は、発電所を建設できるか否かを検討するために 行った調査研究の費用であり、その 時点では当該案件が事業化されるか 否かは不明なため、支出時に費用処 理する方法も検討に値する。</p> | <p>現在も調査研究の費用となる流量観測委託では、支出時に費用処理 する方法を取り入れているが、その他のものも建設準備勘定に計上し た時に費用処理できるか検討する。(企業局発電課)</p> |
| <p>6 2 管理総合事務所の水利権につい て (4-9-9頁) 管理総合事務所の建設を目的とし た設計業務委託料が無形固定資産で ある水利権として計上されている。 物品の現品確認と同様に無形固定資 産についても決算時にその内容と価 値を確認することが望まれる。</p> | <p>管理総合事務所の完成時における精算において、本来であれば総係 費の一部として各経費に按分計上すべきであったものを水利権として 計上したものであり、平成25年度中に改善する。 無形固定資産については、毎年その内容と価値を確認することを検 討する。(企業局発電課)</p> |
| <p>6 3 工事の精算に伴う減価償却費の 過年度修正について (4-9-13頁) 工事の精算に伴って10百万円を 超える減価償却費等の過年度修正が 発生しているが、10百万円を超え るような過年度損益の修正は望まし くない。 見積書等から工事の内容はある程 度判断がつくことから、工事の現場 である各事務所と管理部署とが連絡 を密に取りあい、概算計上の段階か ら極力修正額が少なくなるように固 定資産を計上することが必要である。</p> | <p>各事務所と水道課が連絡を密に取り合い、概算計上の段階から極力 修正額が少なくなるように固定資産の計上に努める。(企業局水道 課)</p> |